

## 広報番組のお知らせ

放送内容・時間は都合で変更する場合があります。



テレビ

テレビ和歌山 WTV

きのくに21 日曜 9:30・[再]18:00

2月 4日 パートナーシップ宣誓制度

2月 11日 男女共同参画センターりいびる25周年

2月 18日 障害者差別解消条例

2月 25日 知事対談

県民チャンネル 月・火・木・金・土曜 21:55

マンスリー県政 ニュースワイド 毎月最終金曜 19:30



ラジオ

和歌山放送 WBS

みんなを笑顔に!和歌山県政 日曜 18:30

ラジオでお届け!県政最前線 火曜 15:45

県庁だより 毎日 11:40・[再]月~金18:00



インターネット

YouTube

和歌山県公式チャンネル

県の施策や魅力、きのくに21を動画で配信



和歌山県優良県産品

### プレミアム和歌山

『プレミアム和歌山』は、“和歌山らしさ”“和歌山ならではの”の視点で審査し、優良な県産品を推奨する制度です。

#### グラマラ酢

県産の山椒や温州みかんの皮、九重酢をブレンド。料理や飲み物にも相性が良くかんたんに何にでも使える便利なお酢です。

認定特定非営利活動法人  
健康とコミュニティを支援するなるこみ  
☎073-471-3148



抽選で10名様に「グラマラ酢」をプレゼント!

2月20日(火) <消印有効>までに住所、氏名、年齢、電話番号、商品名、県民の友への感想を記入し、ハガキで〒640-8585(住所不要)広報課「プレミアム和歌山」係へご応募ください(WEBサイトからも応募可)。



※皆さんの個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱います。

問:広報課

県民の友最新号

☎073-441-2032 FAX073-423-9500

## 知事メッセージ

### 幸福追求の権利 憲法13条に もとづいて



障害を理由とする不当な差別や社会的な壁を取り除くため、「障害者差別解消条例」をつくりました。「障害」の「害」の字に違和感を持つ方もおられます。「障害」をつくっているのは社会の側であるという考え方を前提に、「害」という漢字を使っています。今は障害のある人を「チャレンジド」と呼ぶことが多く、「挑戦する人」という前向きな意味なので、今後とも実務上は「チャレンジド」を使っていきます。

また、「部落差別解消推進条例」を改正しました。結婚や就職の際の身元調査や土地調査により部落差別を行った県内事業者に県から勧告しても従わない場合、その旨を公表することができるようにし、県としての強い姿勢を示します。

さらに、「パートナーシップ宣誓制度」を導入します。一方または双方が性的少数者である二人が「パートナーシップ関係にある」と宣誓したことを証する受領証を県が発行します。これまでも、県の行政サービスなどにおいて、原則的に法律婚、事実婚、同性カップルを同様に扱ってきましたが、その取り組みをより明確にするため導入します。

これらはすべて、憲法13条の「幸福追求の権利」にもとづくものです。日本国憲法では、すべての個人の生命、自由、幸福追求の権利が最大に尊重されています。私は、この13条が憲法の条文の中で最もたいせつなものだと考えています。県民一人一人が個人として、幸福を追求する権利が守られるよう、これからも努めていきます。

和歌山県知事 岸本 周平

広告

広報課WEBサイトから県民の友のバックナンバーをダウンロードできます。

県民の友



総合  
評価値

80

・古紙/パルプ配合率 70%以上  
・塗工量 30g/m<sup>2</sup>以下

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。